さらに、外来生物であるタイワンカブトムシによるダイトウビロウへの食害が平成二十二年度頃から顕著に現れており、樹勢が弱まり枯死するダイトウビロウが確認されている。

(七) 鳥獣の生息状況の変化

生息域の減少に伴い、ダイトウオオコウモリ及びダイトウコノハズク等の希少鳥類の生息数も減少している。ダイトウオオコウモリについて、南大東島では、鳥獣保護区指定当初は生息数が三百頭台と推定されていたが、かつて生息が確認された場所においても見られなくなっており、生息数の減少が危惧されている。北大東島では、平成十四年に、わずか二十頭程度と推定されたが、近年、目撃情報が少なく、個体数が更に減少していると考えられる。また、ダイトウコノハズクについても、営巣木であるダイトウビロウの減少、ノネコ及びイタチによる捕食等により生息数は急激に減少しており、かつては北大東島で生息が確認されていたが、近年は北大東島での生息情報はない。

○環境省告示第四十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　三光株式会社

ロ　住所　鳥取県境港市昭和町五番地十七

ハ　代表者の氏名　代表取締役　三輪　陽通

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

鳥取県境港市潮見町一番及び一番二

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(7)　(1)から(6)までに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

五　申請年月日

平成二十五年三月十一日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、鳥取県生活環境部循環型社会推進課及び西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課並びに境港市清掃センター

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

米沢市万世町梓山字稲荷山五八二四番三から同市万世町片子字梓山道北五三〇四番二まで　前　一三・四二～二七・〇〇（メートル）　二・五四〇（キロメートル）　後　一三・四二～二七・〇〇（メートル）　二・五四〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

○環境省告示第四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　区域の所在地　秋田県能代市河戸川字西山下五番一の地先

二　区域　次に掲げる点アからオまでを順次結んだ線及びオとアを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線によって囲まれた区域

ア　能代港南防波堤灯台（北緯四〇度一二分四九秒東経一三九度五九分三九秒）から一八三度一四分四一秒三、四八一・五七メートルの点

イ　アから二八二度〇分〇秒七二三・〇五メートルの点

ウ　イから一九一度四六分三九秒三一五・〇〇メートルの点

エ　ウから一〇一度四六分三九秒七三一・五〇メートルの点

オ　エから一一度四六分三九秒二六二・〇三メートルの点